

武雄市農業委員会

平成28年1月総会議事録

平成28年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成28年1月5日（火）
 （開会）午後2時00分 （閉会）午後5時00分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者35人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富 永 茂 人	○		山 北 義 見	○	
末 藤 良 郎	○		淵 靖 司	○	
中 村 和 仁	○		本 山 幸 雄	○	
佐佐木 幸 夫	○		田 栗 保 信	○	
小 柳 満	○		下 平 寅 義	○	
西 村 元 吉	○		松 尾 忠 則	○	
小 田 康 信	○		永 尾 廣 次		○
中 村 一 明	○		中 原 位	○	
岩 永 和 裕	○		東 島 豊	○	
松 尾 薫	○		坂 口 千代喜	○	
向 井 健 作	○		安 永 和 廣	○	
中 野 重 信	○		浦 川 宗 博	○	
馬 場 征三郎	○		坂 口 正 勝	○	
井 手 辰 巳	○		相 原 經 憲	○	
小 柳 信 博	○		大 串 和 文	○	
古 川 秀 文	○		川 内 智 彦	○	
伊勢馬場 一郎	○		岩 橋 久 美	○	
境 重 則	○		宮 原 洋 昭		○
松 尾 正 博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請について	13件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	農業振興地域内に関する振興計画書について	
議案第7号	武雄市非農地証明について	4件
議案第8号	下限面積（別段の面積）の設定について	

事務局長

皆様あけましておめでとうございます。

総会に入ります前に、市長、営業部長、農林課長がお見えですので、挨拶をお願いします。

(市長挨拶)

それではただ今から、平成28年1月の武雄市農業委員会「総会」を始めていきたいと思います。

本日は、26番永尾委員、37番宮原委員より欠席の連絡がっております。

在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成28年1月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第8号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、7番 小田康信 委員、27番 中原位 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

農地法第4条の許可申請5件、農地法第5条の許可申請13件については12月25日づけで許可がおりております。

以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の5番につきましては、〇〇委員さんが申請人でございますので、5番を討論採決後、残り6件についての審議をお願いします。

それでは農業委員会法第24条に基づく、議事参与の制限により議案第1号5番の開始から終了まで〇〇委員さんにつきましては退席をお願いします。

終了後に入室、着席をお願いします。

(〇〇番委員退席)

会長

それでは、議案第1号5番につきまして事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第1号5番について質疑をとどめます。

議案第1号5番農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号5番農地法第3条の規定による許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

それでは、番号5番の審議が終わりましたので、〇〇委員さんを入室、着席させてください。

(〇〇番委員着席)

会 長

それでは、議案第1号残りの農地法第3条の規定による許可申請6件の案件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この6件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

無いようですので、質疑を開始します。

10番委員

6番、7番について田畑が混在しているが、それぞれの単価はわからないのか。

事務局

総額を割りかえしているので、わからない。

会長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会長

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

農地法第4条の規定による許可申請が1件提出をされています。

この1件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

それでは、議案の説明が終わりましたのが、この1件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

17番委員

図面を見ればわかるが、宅地前の不整形な農地で灌水機能もなく、耕作不便で、周囲に影響もないと思いますので、よろしくお願いします。

会長

地元委員さんの説明が終わりましたので質疑を開始します。

会長

それでは、質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会として許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号農地法第4条の規定による1件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し付けないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号農地法4・5条及び第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請が13件提出されています。

この13件につきまして、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。

議案の説明が終わりましたが番号1番、2番及び3番につきましては、去る12月25日に調査委員会B班に調査を依頼しておりましたので、座長の中村一明委員さんから調査結果の報告をお願いします。

座 長

平成27年12月25日午後1時30分から調査委員会をB班及び地元農業委員により、農地法第5条3件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

1番の主な質疑内容は、

- ① 「平面図から申請地と隣接農地(442-1)は同一計画ではないか。」という質疑があり、
⇒「申請地は譲渡人が2名ですが、隣接農地は譲渡人が1名であり、転用目的も違います。よって申請書も別々に取り扱っています。」という回答が事務局からありました。
- ② 「申請地南側の雨水処理はどうするのか。」という質疑があり、
⇒「南側の田は資材置き場に転用する予定ですが側溝を作り、溜め桝に雨水を集め、横断側溝から市道反対側の水路へ放流するようにします。図面を差し替えます。」という回答がありました。
- ③ 「県道から申請地までの市道は狭くないか。車の出し入れに困らないか。将来、別のルートで県道側から入る計画はないのか。」という質疑があり、
⇒「市道は途中まで狭いですが、申請地付近は道幅が5メートルあるので車の出し入れには困りません。また、南側の里道が県道とつながっていますので、将来、里道か

ら入れるように道路後退も考えています。」という回答がありました。

以上、質疑がありました。申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

続きまして2番の質疑・要望内容は、

- ① 「造成工事のときは大型トラックが出入りするの。地盤が軟弱なので運搬道となる市道の損傷が心配である。市道には鉄板を敷くのか。また、児童の通学路でもあり安全面にも十分配慮してもらいたい。」という質疑・要望があり、
⇒「運搬には大型トラックではなく、4tトラックを使います。鉄板は申請地側に敷く予定です。児童の通学には事故が起こらないよう安全に努めます。」という回答がありました。また、事務局から「市道の維持管理については、開発行為の協議の際、その旨担当課へ伝えます。」と回答がありました。
- ② 「開発道路と公園の管理はどうなるのか。」という質疑があり、
⇒「開発道路と公園は市の所有となりますが、分譲地が完売するまでは申請者が管理します。完売した後は、分譲地の住民が管理することになります。」という回答がありました。

以上、質疑・要望がありました。申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

最後に3番の主な質疑等は、

- ① 「支柱の基礎はどうするのか。」という質疑あり、
⇒「たて・よこ・高さ30センチのコンクリートの既製品の真ん中に穴が開いており、支柱を入れて生コンで固めます。コンクリートの既製品は鉄筋の入ったコンクリートの土台とアンカーでボルト締めします。」という回答がありました。
- ② 「大雨が降ったときの雨水対策はどうするのか。」という質疑があり、
⇒「西側に素掘側溝と北側にコンクリート張り側溝を設け、暗渠配水管から水路へ放流します。」という回答がありました。
- ③ 申請人から「農地法のことをよく知らず、申請地内の北側の畑に残土を入れてしまった。申請書を提出するときに言うべきだったがどうすればいいか分からなかった。謝罪します。」という話があり、
⇒現地確認をしたところ、残土が入った形跡が確認されたので嚴重注意し、始末書を書いてもらうことになった。

以上、質疑等がありました。申請番号3番の案件について、調査委員会としては、始末書の提出を求め、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。

調査委員会の報告が終わりましたが、残りの10件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

2 番委員

2 番の件ですが、住宅環境もよい場所ですが、造成の際、市道の地盤がゆるいため大型トラックでの搬入じゃなく、中型トラックで搬入するとの約束がとれており、無人ヘリの了解も取れているので問題ないと思います。

会 長

地元委員さんの説明が終わりましたので質疑を開始します。

1 番委員

1 1 番の件、借地料は。

事務局

1 0 アールあたり 1 8 0 0 0 0 円です。

5 番委員

1 番、4 番の理由について

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第 3 号の質疑をとどめます。

議案第 3 号 農地法第 4・5 条及び第 5 条の規定による 1 3 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号 農地法第 4・5 条及び第 5 の規定による 1 3 件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第 4 号を議題といたします。

平成 2 7 年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はいありがとうございました。それでは、議案の説明が終わりましたので、議案

第第3号につきましては、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号 平成27年度武雄市農用地利用集積事業計画(案)につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成27年度武雄市農用地利用集積事業計画(案)につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第5号、議案第6号を一括上程といたします。

議案第5号農業振興地域内の内、農用地からの除外について及び第6号議案農業振興地域内に関する振興計画書について農林課から説明をお願いします。

(農林課説明)

会 長

はい、ありがとうございます。それでは説明が終わりましたので、議案第5号、議案第6号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号、第6号の質疑をとどめます。

議案第5号 農業振興地域の内、農用地からの除外について及び議案第6号農業振興地域内に関する振興計画書について、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号農業振興地域の内、農用地から除外について及び第6号議案農業振興地域内に関する振興計画書については原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第7号を議題といたします。
武雄市非農地証明願い、4件について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第7号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第7号の質疑をとどめます。
議案第7号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。
よって、議案第7号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に、議案第8号を議題といたします。
下限面積（別段の面積）の設定について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。
それでは説明が終わりましたので、議案8号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

(質疑開始)

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第8号の質疑をとどめます。
議案第8号下限面積（別段の面積）の設定について、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。
よって、議案第8号下限面積（別段の面積）の設定については原案どおり承認することに決しました。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成28年1月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。

議事の顛末を記録し、署名する。

平成28年 2月5日

武雄市農業委員会 会長 佐佐木 幸夫

〃 委員 川田 康信

〃 委員 中原 位

議事録調整者 永尾 淳一